

在宅介護を支える立役者

あなたもできる！「生活援助ヘルパー」

現在、介護の現場では、身体介護サービスだけでなく、生活援助サービスも専門職が提供することが多く、専門職と非専門職との役割分担が進んでいません。そこで、市では本年度から、元気な高齢者が生活援助サービスの一部を担うことで、専門職が身体介護サービスを集中的に提供する体制を構築し、サービスの質と供給量の確保を目指し、地域の介護の現場を支援する取り組みを行っています。

問い合わせ 長寿介護課 大畑 ☎0076

[表1] 身体介護ヘルパーと生活援助ヘルパーの違い

類型	サービス内容	利用者の体に	専門性	必要な研修
身体介護	食事介護・入浴介助・排泄介助・着替の補助・シーツ交換 など	触れる	高い	130時間 (介護職員 初任者研修)
生活援助 (生活支援)	掃除・洗濯・買い物・食事の準備・調理 など	触れない	低い	59時間 (生活援助 従事者研修)

ヘルパー業務には2種類あります。表1の通り、ヘルパー業務には、専門性が求められる「身体介護ヘルパー」と、利用者の身の回りの支援が中心

今年開催する研修は？
市では以下の通り、「ぶちアルバイト」「ヘルパー編」として、生活援助ヘルパーになるための研修を10月から実施します。興味のある人は、ぜひ受講してみてください。また、広報まきのはら5月号で「ぶちアルバイト」として施設やデイサービスで働きたい人に向けた研修の受講者を募集したところ、11人が研修を受講し、修了しました。この研修については、令和2年1月末から2回目を実施します。詳細については、広報まきのはら11月号でお知らせする予定です。

の「生活援助ヘルパー」の2種類があります。市では、元気な高齢者に「ぶちアルバイト」として気軽に「生活援助ヘルパー」を担ってもらうことで、専門職が身体介護サービスを集中的に提供できる体制を作りたいと考えています。

受講者募集 **先着12人**

ぶちアルバイト「ヘルパー編」

日程 10月中旬～11月下旬の期間で、研修を59時間受講（計5日間）
*59時間のうち、29時間は通信学習（郵送による添削指導）

[応募者説明会] 10月18日(金) 午前10時30分～正午

[1日目] 10月23日(火) 午前9時30分～午後5時30分
[2日目] 10月28日(日) 午前9時30分～午後4時50分
[3日目] 11月7日(火) 午前9時30分～午後5時
[4日目] 11月18日(日) 午前9時30分～午後5時20分
[5日目] 11月26日(火) 午前9時30分～午後4時30分

会場 静波コミュニティ防災センター（牧之原市静波2130番地5）
*しずてつジャストライン「静波海岸入口」バス停留所南側（徒歩1分）

対象者 次の①～③を全て満たす人。①おおむね65歳以上で、会場まで自分で来ることができる人②生活援助ヘルパーとして働いてみたい人③1回1～2時間程度、月数回の活動が可能な人

費用 無料

申込先 長寿介護課 ☎0076

こんな研修内容です

- ▶介護の基本を知ろう
- ▶医療サービスと介護サービス
- ▶認知症ってなんだろう？
- ▶年を取るってどんなこと？
- ▶効率的な家事援助の手法を学ぼう！



あなたの疑問に お答えします

そもそも生活援助ヘルパーって？

利用者（主にひとり暮らしの高齢者）の自宅を訪問し、生活援助サービスを提供する介護保険制度上のサービスです。ヘルパーは訪問介護事業所に所属しており、ケアマネジャーと訪問介護事業所の責任者が作成した計画に基づいて、サービスの提供を行います。家事といっても何でもやるわけではなく、利用者が自宅で安心して暮らし続けられるように、利用者ができないことを中心に、身の回りの支援を行います。（シルバー人材センターでも、要支援者を対象に、同様のサービスを提供しています。）

研修終了後、働く事業所は自分で探すの？ また、家の家事や孫の世話もあり、フルタイム（1日8時間）では働けません。

専門家が、研修を修了した皆さんの希望（就業場所・就業時間など）を丁寧に聞き取った上で、事業所とのマッチングを行います。短時間勤務や隔週での勤務など、研修修了者の希望に合った雇用契約につなげられるよう支援します。

生活援助ヘルパーの仕事内容は？

住居の掃除・洗濯・買い物・食事の準備や調理などの家事業務が中心です。普段日常生活で行っていることが仕事になるため、特別な資格や経験が無くても、研修を受けることで従事することができます。今までの経験が生きる仕事です。

生活援助の業務はできそうだけど、介護の経験もないし、働くのが不安です。

研修修了生の初回訪問時には、事業所のサービス提供責任者が同行するなど、適切な指導・支援を行うことが義務付けられています。また、事業所は研修修了生に対して技術指導や研修など、適切に教育を行わなければなりません。経験豊富な先輩に、丁寧に教えてもらうことができる環境が整っています。

利用者の体に触れたり、介助したりするのは体力的・精神的に不安です。

生活援助ヘルパーは、利用者の体に触れる「身体介護」は一切行いません。提供するサービスの内容は、専門家が作った計画に基づいて決められており、利用者本人以外のために行うことや、日常生活上の家事の範囲を超えることは行いません。

現役ヘルパーさんに聞いてみました！



(株)アクタガワ ハートフルホーム相良
田中 恵美 さん(生活援助ヘルパー)

生活援助ヘルパーとして、普段どんな仕事をしていますか？

利用者の自立を目指しながら、できない部分の支援を一緒に行います。利用者に掃除機をかけてもらいながら、その人ができない拭き掃除をしたり、運動を兼ねて、手押し車で一緒に商品を見ながら買い物をしたりするなど、利用者によってさまざまです。

お仕事のやりがいや醍醐味を教えてください。

利用者の笑顔が見られた時や、「部屋がきれいになってうれしいよ」「助かるね。ありがとう」と言葉をかけてくださった時など、「気持ちがつながる」瞬間があり、この仕事をしていてよかったです。

これから生活援助ヘルパーを目指す皆さんへ、メッセージをお願いします。

家事援助は、いつも家庭で行っていることの延長のような内容ですし、単発的に入る仕事ですので、融通が利きます。利用者からアドバイスやアイデアをいただくこともあり、自分の生活にプラスになることがたくさんありますよ。